

法人会ニュース

●今月の便に同封している書類（ご案内等）

- ◆決算事務説明会のご案内 ◆ほうじん（春号） ◆福利厚生制度リーフレット（全法連）
- ◆自動車税納税リーフレット（福岡県） ◆リスクマネジメントセミナーのご案内

●本部等の行事

月	日	曜	内 容
4	4	水	新社会人セミナー 9:00～16:00 於：電気ビル共創館3F
4	10	火	監査 10:30～11:30 於：事務局会議室
4	13	金	総務委員会 14:00～15:30 於：事務局会議室
4	17	火	事業研修委員会 13:00～14:00 於：事務局会議室
4	20	金	正副会長会 14:00～14:50 於：福岡ガーデンパレス
4	20	金	理事会 15:00～16:00 於：福岡ガーデンパレス

●青年部会の行事

月	日	曜	内 容
4	18	水	役員会 11:00～12:00 於：事務局会議室
4	20	金	九州北部法人会連合会 青年部会租税教室研修会 15:30～17:15 於：ホテルニュー長崎

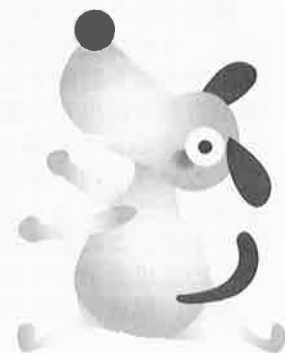
●女性部会の行事

月	日	曜	内 容
4	12	木	全国女性フォーラム (山梨大会) 14:00～16:45 於：アイメッセ梨山

(I) 税務カレンダー

4月の税務カレンダー

- 4月1日 ●自動車税及び軽自動車税の賦課期日
- 固定資産税課税台帳の縦覧開始（縦覧期間は市町村によって異なります。）
- 4月10日 ●納期の特例適用源泉徴収義務者を除く全源泉徴収義務者
3月支払分給与の源泉徴収所得税・復興特別所得税、特別徴収住民税及び報酬・料金等に係る源泉徴収所得税・復興特別所得税の納期限
- 4月16日 ●給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書の提出期限
- 5月1日 ●2月決算法人
法人税、地方法人税、消費税・地方消費税、法人事業税、地方法人特別税、法人事業所税、法人住民税の確定申告期限・納期限
- 8月決算法人
法人税、消費税・地方消費税、法人事業税、法人住民税の中間申告期限・納期限
- 課税期間3月特例適用の2月、5月、8月、11月決算法人
3月ごとの短縮課税期間に係る消費税・地方消費税の確定申告期限・納期限
- 課税期間1月特例適用法人
1月ごとの短縮課税期間に係る消費税・地方消費税の確定申告期限・納期限
- 直前課税期間確定消費税額400万円超4,800万円以下の5月、8月、11月決算法人
3月ごとの消費税・地方消費税の中間申告期限・納期限
- 直前課税期間確定消費税額4,800万円超の1月、2月決算法人を除く法人
1月ごとの消費税・地方消費税の中間申告期限・納期限



(Ⅱ) 知らないで損する税情報

代表者及び経理責任者等の自署押印制度—4月1日以後終了事業年度から廃止されます！

税理士 衛 藤 政 憲

平成30年度税制改正大綱（以下「大綱」といいます。）において、改正の具体的内容の「三法人課税」の「4 税務手続の電子化等の推進」及び「六 納税環境整備」の「1 申告手続の電子化促進のための環境整備」の2か所に“代表者及び経理責任者等の自署押印制度”のことが記載されています。その改正の内容は、国税及び地方税に関してこの制度を“廃止”するというものです（大綱80・81ページ及び120・122ページ）。

この自署押印制度の廃止ということについては、何をいまさらと感じられた方が多いのではないかと思います。実際、申告書作成の実務の場面においては、押印はともかく、自署ということになると実行されていることは少ないのが実情であり、今回の改正は法律が実務に歩み寄ったようにも見えますが、この改正は、上記大綱記載位置の表題にあるとおり申告手続の電子化の促進のために行われるものです。

この代表者及び経理責任者等の自署押印制度の廃止については、本年4月1日以後終了事業年度からとされていますので、この機会に廃止される自署押印制度を含む税務、就中法人税における署名押印等について確認したいと思います。

1 廃止される自署押印制度

本年4月1日以後終了事業年度から代表者及び経理責任者等の自署押印制度が廃止されるのは、この制度が規定されていた次の税目の申告書についてということになります。

- ① 国税関係・・・法人税、地方法人税及び復興特別法人税
- ② 地方税関係・・・法人事業税及び地方法人特別税

上記の法人に係る国税及び地方税の各申告書については、上記以外の法人に係る税目（消費税及び地方消費税等）にはない代表者及び経理責任者等の自署押印制度が設けられ、法人の提出する法人税申告書等について、代表者及び経理責任者等が「自署し、自己の印を押さなければならない。」とされ、この自署押印義務に違反した場合には、罰則までありました。ただし、その自署押印の有無が、その提出された申告書の申告の効力に影響を及ぼすものではないとされていたことから、実務上、署名については記名で済ませるといことが行われていましたので（この署名を記名で済ませるといことについては、商法第32条の「記名押印をもって、署名に代えることができる。」（旧商法中署名スヘキ場合ニ関スル法律）という規定の存在が関係しているものと思われます。）、今回の制度廃止は実務的には影響が少ない改正といえます。

なお、自署押印制度の廃止により、e-Taxにおいて求められている電子署名及び電子証明書の添付に関しても改正があるものと思います。

2 書類提出者の氏名、住所及び番号の記載

さて、前記1のとおり法人税法等に規定されていた自署押印制度は廃止されますが、廃止後提出される法人税等の申告書については、他の税目と同様に国税通則法第124条の規定が適用されます。

その国税通則法第124条には、国税に関する法律に基づき税務署長等に申告書、申請書、届出書、調書その他の書類を提出する者は、その書類にその氏名（法人の場合は名称）、住所又は居所（法人の場合は本店又は主たる事務所の所在地）及び番号（個人の場合は個人番号、法人の場合は法人番号）を記載しなければならない旨規定されており、その提出する書類には、その書類を提出する者（法人の場合にはその法人の代表者）が押印しなければならないとされています。

税務署長宛に提出する書類等に住所氏名を記載して押印することについては、その書類が真正に作成され、本人の意思によって提出されるものであることを示す上で当然のことと思いますが、あえてそのことが国税通則法第124条に規定されているものであり、平成25年に行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により国税通則法が改正されてからは、この第124条が個人番号、法人番号を記載することの根拠規定となっています。

3 法人税等の調査における署名押印

ところで、法人税等の調査終了の際に署名押印を求められる場合がありますので、この点について確認しておきます。

調査が行われた結果、更正決定等をすべき誤りが発見された場合の調査終了の手続として、国税通則法第74条の11に、その調査担当職員は、納税義務者に対して調査結果の内容を説明することとされ、その際には修正申告又は期限後申告を勧奨することができることとされています。そして、この勧奨をする場合には、その調査担当職員は「納税申告書を提出した場合には不服申立てをすることはできないが更正の請求をすることはできる旨を説明するとともに、その旨を記載した書面を交付しなければならない。」とされていますので、実際には「修正申告等について」という表題の書面が交付されます。この書面の交付を受けた場合には、国税通則法第12条に規定する交付送達を受けたこととなりますので、その書面の受領について署名押印（記名押印でもよいとされています。）を求められますが、この署名押印は、あくまでもその書面を受領したということについてであり、修正申告等をするということの意思表示をするものではありません。

なお、郵送によりこの書面を受領した場合には、署名押印の必要はありません。

※ 平成30年3月20日現在の法令、改正法案及び大綱等により記載しています。